# その他の大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について

### 1. 改正理由について

### <大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱第3条第1項第5号ア>

①評価調査者の配置人数が不明確であったため、適正な表記に改正する。

#### 【年度別の評価調査者数及び評価機関所属状況(R1.12.10 現在)】

				,
- 1	単	177	, l	
	=	١١/	$\sim$	

年度	評価機関 所属者	評価機関 未所属者	計	
H29 年度	335	68	403	
H30 年度	328	60	388	
R1(H31)年度	188	159	347	

#### 【有効期限別の評価調査者数及び評価機関所属状況(R1.12.10 現在)】

,		
(	ш.	彷

有効期限	評価機関 所属者	評価機関 未所属者	計
R1 年度末 (H28 年度修了者・実績あり)	27	38	65
R2 年度末 (H29 年度修了者・実績あり)	80	32	112
R3 年度末 (H30 年度修了者・実績あり)	66	89	155
R4 年度末 実績あり	15	0	15
計	188	159	347

#### ※参考:(国)福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン

- 1 第三者評価機関認証要件
- (1) 組織体制・規程等
  - ① (略)
  - ② 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
    - ア 次のa又はbに該当する評価調査者を<u>それぞれ1名</u> 以上設置すること。
      - a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又 はこれと同等の能力を有していると認められる者
      - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

イ・ウ(略)

③•④(黔)

(2) 略

# 【大阪府福祉サービス第三者評価調査者養成研修の修了者数(H3O.10.31 現在)】

(単位:人)

分野 年度	高齢	障がい	児童	延べ人数	実人員
H16	187			187	187
H17~H27(略)					
H28	26	17	24	67	50
H29	20	19	30	69	42
H30	22	15	26	63	34
āt	691	351	641	1683	1247

### <大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱第3条第1項第5号イ>

①評価機関の認証審議をする際、他府県が実施した福祉サービス第三者評価調査者養成研修を修了した評価調査者について適否を判断する際の根拠を「評価調査者は、評価調査者養成研修又は大阪府知事が同等と認める研修を修了し、府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されていること」としていたが、運用上では「大阪府知事が同等と認める評価調査者養成研修を修了し、大阪府知事が名簿に登載されているものと同等の質・スキルを有していると認め、名簿に登載される予定であること」のとおり審議をしていたことから、その解釈を明確に記載した。

# ※平成 3O 年度第 1 回認証部会資料(抜粋)

# 1.大阪府の基本的考え方(評価調査者の認証基準)

大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱(以下「認証要綱」という。)第3条第1項第5号イに規定する評価調査者の基準は、以下のとおりである。

- ①評価調査者養成研修又は大阪府知事が同等と認める研 修を修了していること
- ②府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されていること

#### 2. 論点

- 【1】大阪府養成研修と各研修が同等かどうか
- 【2】評価調査者としての質・スキルが維持できているか

#### ▶要件

評価調査者は、評価調査者養成研修又は大阪府知事が同等と認める研修を修了し、府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されていること。

(認証要綱第3条第1項第5号イ)

▶ 名簿の登載

(養成研修修了者名簿からの削除)

第9条 府は、次の各号の一に該当する場合、当該修了者を名簿から削除するものとする。

- (1) 本人から削除の申し出がなされた場合
- (2)養成研修若しくは継続研修を修了、又は、評価の契約1件における書面調査から結果のとりまとめまでの一連の業務(以下、「評価業務」という。)に従事した翌年度以降、3年の間に1度も継続研修を修了しなかった場合
- (3)養成研修若しくは継続研修を修了、又は、評価業務に従事した翌年度以降3年の間、 評価実績がない場合
- (4) 法令違反、評価契約または守秘義務に違反するなど評価調査者としてふさわしくない行為をした場合

(研修実施要領第9条第1項各号)

## ※論点の考え方

- 【1】について:認証申請のあった評価機関に所属している評価調査者が他府県の福祉サービス第三者評価調査者養成研修を修了していた場合、当該研修が府の養成研修と同等かどうか検証する。
- 【2】について:他府県での評価実績又は継続研修が、府の評価基準に基づく評価実績、継続研修と内容が同等と認められるものであるならば、評価調査者としての質・スキルの維持が保たれているものと解する。

・また、評価調査者の要件については、「府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること」としていたが、認証申請のあった評価機関に所属している評価調査者が他府県の福祉サービス第三者評価調査者養成研修を修了していた場合は、認証審議の際に当該評価調査者の名簿登載について審議し、名簿登載の承認をしたと同時に評価機関の認証基準を満たしたとして、当該評価機関の認証審議を行っており、その実態に合わせた改正を今回実施した。